

家族といっしょに読んでみよう！

小学校 から 大学 まで

教育にかかるお金を支援します！

「学びたい」
を応援します！

以下の制度の利用には、**申請が必要**です！ 忘れずに手続きしてください。

大学・専門学校など

● 授業料、入学金 を減額・免除

＼こどもを3人以上扶養する世帯は2025年から年収を問わず支援！／

➡ (A) 高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の減免）

● 学費、生活費 などの支援

＼私大の自宅外生なら年間最大約91万円！／

➡ (B) 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）

➡ (C) 日本学生支援機構の貸与型奨学金



高校段階

● 授業料 の支援

2026年から年収を問わず支援！

＼私立は年間最大約45.7万円！／

➡ (D) 高等学校等就学支援金

＼千葉県独自の取組！／

➡ (E) 私立高等学校入学金軽減制度

● その他の支援

＼無利子で毎月、奨学資金を貸付け！／

➡ (G) 千葉県奨学資金

● 制服代、教材費などの支援

年収約490万円の世帯まで支援！

＼非課税世帯なら年間最大約15万円！／

➡ (F) 高校生等奨学給付金



小・中学校

● 学用品費、修学旅行費 などの支援

＼生活保護・非課税世帯などが対象！／

➡ (H) 就学援助制度



木更津市
奨学制度

● その他の支援

＼入学給付金と無利息の貸付金があります！／

➡ (I) 木更津市奨学資金

大学・専門学校など

高校段階

小学校・中学校

(A) 高等教育の修学支援新制度 (授業料・入学金の減免)

→年収約380万円未満の学生、私立理工農系に通う年収約600万円未満世帯の学生に加え、多子世帯(※こどもを3人以上扶養する家庭)の学生は、収入を問わず、支援が受けられるようになりました。**【問合せ先:通学先の高校・大学等】**
支援額:最大で授業料は年間約70万円
入学金は約26万円

※私立大学に通う場合。学校種等によって異なります。

(B) 高等教育の修学支援新制度 (給付型奨学金)

→年収約380万円未満の学生、年収約600万円未満の多子世帯の学生が対象です。**【問合せ先:通学先の高校・大学等】**
支援額:最大で年間約91万円
※私立大学に自宅外から通う場合。学校種等によって異なります。

(C) 日本学生支援機構(JASSO)の 貸与型奨学金

→年間最大無利子で76.8万円、有利子で144万円を借りられます。卒業後返還する必要がありますが、難しい場合、各種支援策があります。

【問合せ先:通学先の高校・大学等】

- ◆無利子奨学金(対象:年収約800万円以下世帯の学生)
金額:月額2万円～6.4万円
 - ◆有利子奨学金(対象:年収約1,250万円以下世帯の学生)
金額:月額2万～12万円
- ※学校種等によって貸与額が異なります。



(A)・(B)について
高等教育の修学支援新制度:文部科学省
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



(C)について
貸与型奨学金:独立行政法人日本学生支援機構
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>

(D) 高等学校等就学支援金

→すべての高校生等を対象(※国籍・在留資格による要件あり)に、世帯年収を問わず、国が授業料を支援します。**【問合せ先:通学先の中学・高校又は学校の所在する都道府県】**
支援額:公立:約11.8万円、国立:約11.5万円
私立:最大で約45.7万円まで支援

(E) 私立高等学校入学金軽減制度

→千葉県内私立高等学校に在籍しており年収約350万円未満の世帯が対象です。(※通信制高校に在籍かつ県外在住生徒、入学金軽減制度を設けていない学校は対象外。)**【問合せ先:通学先の高校】**
金額:入学金の全額又は15万円のいずれか低い方の額

(F) 高校生等奨学給付金

→生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯から世帯年収約490万円の世帯まで2026年度から対象を拡大。教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です。**【問合せ先:通学先の中学・高校又はお住まいの都道府県】**
支援額:国公立:約3万円～約14万円
私立:約5万円～約15万円

(G) 千葉県奨学資金

→経済的負担により修学が困難な高校生等を対象に、無利子で奨学資金の貸付けを行います。**【問合せ先:通学先の高校】**
対象:保護者が県内に住かつ収入の合計が千葉県の定める収入基準額以下である高校生等
(詳細は、高校の事務室へお問い合わせください。)
金額:月額1万～3万円(自宅外通学は加算あり)

木更津市奨学制度

(I) 木更津市入学資金・奨学資金

→経済的負担により修学が困難な高等学校、高等専門学校又は大学に入学するか、在籍している方を対象に、入学資金の支給や無利息で奨学資金の貸付を行います。**【問合せ先:木更津市 教育委員会 教育総務課】**

- 支援額:入学資金
- ・高等学校又は高等専門学校 25,000円以内
 - ・大学(短期大学も含む) 50,000円以内
- 奨学資金
- ・高等学校 10,000円/月以内
 - ・高等専門学校1～3年 10,000円/月以内
 - ・ " 4,5年(国・公立) 40,000円/月以内
 - ・ " (私立) 50,000円/月以内
 - ・大学(国・公立) 40,000円/月以内
 - ・ " (私立) 50,000円/月以内



(D)・(F)について
高校生等への修学支援:文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutu/mushouka/index.htm



(E)について
私立高等学校入学金軽減制度:千葉県学事課
<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-nyuugaku.html>



(G)について
千葉県奨学資金:千葉県教育庁財務課
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/index.html>



(I)について
木更津市奨学資金:木更津市教育委員会教育総務課
<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/kyoiku/kyoikusomu/1/1027.html>

その他の支援に関する情報

独立行政法人日本学生支援機構のホームページにおいて、国内の大学、短期大学が行う学内奨学金、授業料等の減免・徴収猶予制度及び地方公共団体等(都道府県・市区町村・その他、奨学金事業実施団体等)が行う国内向け奨学金制度の情報を掲載しています。



大学・地方公共団体等が行う奨学金制度:
日本学生支援機構HP
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiiseido/index.html>

※子育て世帯の教育にかかる負担を軽減する制度は、近年 対象等を拡充しており、支援を希望する家庭の保護者は 文部科学省HPや、教育機関、お住まいの都道府県・市町村のHPなどで最新情報をご確認ください。

(H) 就学援助制度

→生活保護世帯・住民税非課税世帯などに対して文房具、教材やランドセル、修学旅行にかかる費用などを支援します。**【問合せ先:通学先の小・中学校又はお住まいの市町村】**



(I)について
就学援助制度:木更津市 教育委員会 学校教育課
<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/kyoiku/gakkokuoiku/1/1028.html>